

申込方法

1 TAC受付で お申込みの場合

専用申込書と受講料、従業者証明書の写しと顔写真(タテ3cm×ヨコ2.4cm)を添えて現金にてお申込みください。

【窓口申込注意点】

日吉校及び早稲田校ではお申込みいただけません。

【金沢校・高松校でご受講の場合】

上記提携校で受講される方はTAC直営校でのお申込みはできません。

必ず受講される提携校窓口にてお申込みください。

2 郵送で お申込みの場合

■お申込みの流れ

TAC登録講習専用申込書に必要事項を記入

下記を同封

記入済み登録講習専用申込書
従業者証明書の写し
顔写真1枚
(タテ3cm×ヨコ2.4cm)
振込控え

■銀行振込 【口座名】TAC(株)
【振込先】みずほ銀行/神田支店
普通預金2142263
■郵便振替 【口座番号】00140-4-74476
【名称】TAC株式会社

※お客様の口座番号・口座残高はプライバシー保護の為、黒塗り等いただいても結構です。
※振込手数料はお客様ご負担となります。ご了承ください。
※TACは原則として前払いとなります(一部代引除く)。ご了承ください。

TAC申込手続係へ送付

■送付先 〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18 TAC申込手続係

※お振込控えがない場合、ご本人様の確認ができないため、お申込み手続き、教材の発送等が遅れます。

【郵送申込注意点】

- 各日程とも申込締切日がございます(申込締切日TAC必着)。ただし、お申込み人数が定員に達したクラスにつきましては、申込締切日前にお申込み締切とさせていただきます。
- 窓口申込・郵送申込に関わらず、お申込みの受付は受付順となります。郵送申込の場合、お問い合わせいただいた時点で定員に達していても、申込書類等をご送付いただき、受付した時点において、ご希望のクラスの日程が定員に達していた場合は、第2希望以降での調整となりますので、予めご了承ください。
- 定員に関する上記の理由により、郵送申込をされる方は、必ず第3希望までご記入ください。
- 書類の不備等で申込書の再提出が必要となった場合は、申込書を再提出いただくまでは受付扱いとはなりません。なお、再提出までの間にご希望のクラスが定員に達した場合は、第2希望以降のクラスでの調整となりますので、予めご了承ください。

注意事項 TAC株式会社の当講習にお申込みの際は、下記をよくご確認ください後、お手続きをお願いいたします。

- お申込みの際は下記3点(郵送の場合は4点)を受講料に添えてお申込みください。
①TAC宅建登録講習専用申込書 ②従業者証明書の写し ③顔写真1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm) ④振込控え(郵送申込の場合)
- TAC株式会社の当講習をお申込みの際は、P5～6にございます「TAC登録講習お申込みに関しての注意事項」をよくお読みいただいた後にお申込みください。
- 当案内書の有効期限は2010年4月までとなります。なお、A～E日程の申込締切はそれぞれ異なります。申込締切後のお申込みはできません。P3～4の日程表に記載されている申込締切をご確認の上お申込みください。

従業者証明書について

TAC登録講習をお申込みの際には、「従業者証明書」(宅地建物取引業法第48条に基づく)の写しが必要となります。「従業者証明書」は、宅建業者に従事されていることを証明するもので、宅建業者が従業者に携帯することを義務付けているものです。したがって、TAC登録講習では、当従業者証明書の写しをご提出いただかない限り、ご受講いただけませんのでご注意ください。

ご提出の際には下記の点をご確認ください。(裏面の記載がある場合は、裏面の写しもご用意ください。)

従業者証明書例

宅建業法
施行規則第17条、
様式第8号参照

③写真



(2007年4月撮影)

従業者証明書

従業者氏名 三崎太郎
(1971年1月1日生)
業務に従事する
事務所の名称
及び所在地 東京都千代田区△△町○-×-□
この者は、宅地建物取引業者の従業者で
あることを証明します。
証明書有効期間 2007年4月1日から
2012年3月31日まで
免許証番号 国土交通大臣(○)第××××号

商号又は名称 TAC不動産販売株式会社
主たる事務所の所在地 東京都千代田区△△町○-×-□
代表者氏名 三崎一郎



①従業者
証明書番号
⑥生年月日

②証明書有効期間
⑤宅建業者
免許証番号
④印鑑

<参考>

様式第8号(第17条関係)

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
(1)第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
(2)第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合には、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
(3)第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
(例)2007年4月採用の従業者番号が15番の方の従業者証明書番号は070415となります。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。

右記の事項に
該当する場合、
無効と判断させて
いただきます

- 顔写真の貼付及び撮影年月が未記入の場合(③)
- 勤務先企業の宅建業者免許証番号(⑤)・従業者証明書番号(①)・生年月日(⑥)・証明書有効期間(②)等の記載事項に漏れや不備がある場合
- 証明書有効期間とTAC登録講習お申込時点～受講修了時期(修了試験実施日)とが一致しない場合(登録講習受講期間中に証明書有効期間が満了となる場合、新たに従業者証明書の写しをご提出いただく必要があります)(②)
- 代表者印の押印がない場合(私印不可)(④)

■TAC登録講習お申込みに関する注意事項

お申込み前に
必ずお読みください。

TAC登録講習は国土交通大臣の登録を受け実施する講座のため、通常の講座より注意事項など条件が厳しくなっています。

下記の注意事項をよくお読みいただいた後にお申込みください。お申込みの場合、下記事項についてすべてご承諾のものとみなさせていただきます。

【登録講習の対象者について】

●登録講習は、登録講習申込時点～受講修了時期において宅地建物取引業法施行規則第10条の5第1号に規定される宅地建物取引業に従事され、かつ通常業務の中で従業者証明書をお持ちの方を対象に実施する講習となっております。不正に交付された従業者証明書などを使用し、不正に講習を修了された方につきましては、その事実が確認された時点で登録講習修了の権利を取り消しとさせていただきます。また、宅地建物取引主任者資格試験の一部免除試験に合格された後に当該事実が確認された場合においては、登録講習の修了の権利のみならず、宅地建物取引主任者資格試験合格につきましても、その合格が取り消されることとなりますのでご注意ください。

【従業者証明書について】

●お申込み時に、宅建業法第48条に基づく従業者であることを証する証明書として「従業者証明書」の写しと顔写真1枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm、裏面に氏名を記入のこと）を必ずご提出ください（郵送でのお申込みの場合には、必ず同封してください）。「従業者証明書」の写しと顔写真をご提出いただけない場合、TAC登録講習のお申込みをお受けできません。なお、修了試験実施の際にも「従業者証明書」をご提出いただき、再度確認させていただきますので、スクーリング時にご持参いただきますようお願いいたします。

【お申込みについて】

●受講料をお支払いいただく場合には、TAC受付窓口での現金納入、銀行振込・郵便振替、その他TAC指定の方法によりお取扱いいたします。
●銀行振込・郵便振替等でのお申込みの場合、振込手数料はお客様のご負担となります。
●TACの「宅建登録講習」のみご受講の際は、入会金（¥10,000）は不要です。
●当コースは生協・書店等のTAC代理店及びe受付でのお申込みはできません。直接TAC各校受付窓口、または郵送にてお申込みください。
●TAC株主優待券はご利用いただけません。
●金沢校または高松校で受講される方は、それぞれの校舎または郵送にてお申込みください。

【お申込みの締切について】

●各日程とも、お申込み締切日がございます。締切日を過ぎますと、お申込みいただけません。また、スクーリングの各クラスが定員に達した際には、お申込み締切日以前であってもお申込みいただけません。予めご了承ください。

【申込書について】

●お申込みの際は、「TAC宅建登録講習専用申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。

【受講にあたって】

●各日程のいずれも、講義内容は同一となります。
●通信学習は、お送りする登録講習テキストをもとに、スクーリングの講義初日までに一通りの学習を終了してください。なお、提出課題はございません。
●スクーリングでは、通信学習時にお送りした「登録講習テキスト」を使用します。スクーリング時には必ずご持参ください。
●スクーリングは全4回の教室講義となり、以下の内容で実施します。
＜第1回・第2回（各3時間）＞
（1）宅地建物取引業法その他関係法令に関する科目
（2）宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目
＜第3回（3時間）＞
（1）土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する科目
（2）宅地及び建物の需給に関する科目
（3）宅地及び建物の調査に関する科目
＜第4回（1時間）＞
（1）宅地及び建物の取引に係る税務に関する科目
●スクーリングについては、すべての講義に出席することが修了試験の受験要件となります。なお「TAC宅建登録講習」につきましては、「振替受講制度」などの一切のフォロー制度はございません。お申込みいただいたクラスの日程どおりにご受講いただきます。

【修了試験について】

●修了試験については、4回のスクーリングをすべて受講していただいた後にご受験いただきます。なお、ご登録いただいているクラスでの受験に限らせていただきますので、お申込み前に日程をご確認ください。
●修了試験は、30分間のオリエンテーションを行った後、1時間で実施します。試験は四肢択一式（マークシート方式）20問の出題により行い、14問以上正解された場合に合格といたします。
●修了試験の受験は1回のみとなります。2回以上の受験はできません。また、追試等はいりませんので予めご了承ください。
●修了試験は通信学習およびスクーリング時に学習した内容より出題いたします。
●修了試験は厳正かつ公正に行います。なお、試験時には参考資料等の持込は一切できません。
●修了試験の問題冊子ならびに解答用紙は、試験終了後すべて回収いたします。
●修了試験の解答の配布はありません。
●修了試験合格者には登録講習修了者証明書を受講者が申請した住所へ、修了試験実施日から2ヵ月以内にTACより郵送します。

【修了試験合格後について】

●登録講習修了者は、修了試験に合格した日から3年以内に実施される宅建試験において、宅建試験

願書提出時に「登録講習修了者証明書」を添付することにより、一部の出題分野が免除となります。

【その他の注意事項】

●次の事項に該当する行為を行った場合は、これを不正受講とみなし、登録講習修了者証明書の発行は行いません。また、登録講習修了者証明書の発行後に不正受講が発覚した場合には、これを無効とし、この旨国土交通大臣に報告するとともに、宅地建物取引主任者資格試験を行う都道府県知事または都道府県知事から委任を受けた指定試験機関に連絡するものといたします。
①登録講習申込時にご提出いただいた従業者証明書の写しに虚偽の表示があった場合
②講義及び修了試験において、替玉受講等の不正行為を行った場合

【受講料等について】

●講座受講お申込み後における解約・返金についてのお取扱い
①講座開始日前の解約・返金について
（1）講座開始日（注1）前であれば、理由の如何を問わず、お客様からのお申し出により解約・返金させていただきます。
（2）原則として、受講済み受講料の全額を返金いたしますが、返金処理にかかる銀行振込手数料はご負担いただきます。
（3）お受取りになった教材類は、返金時までに全てご返却いただきます。その際の送料は、お客様負担とさせていただきます。なお、教材類に折目又は書込みがある場合につきましては、当社所定の価格表に基づき返金額より控除いたします。
②講座開始日以後の解約・返金について
（1）講座開始日以後、下記②に掲げる事由により、継続的な講座受講が困難もしくは不可能又は講座受講の必要がなくなった場合には、お申し出ください。ご相談の上、受講料の預かり金処理、受講期間の繰り延べ、受講形態の変更又は解約・返金等させていただきます。お申し出は申込者本人もしくはその代理人又は申込者のご家族に限定させていただきます。その際は、医師の診断書など当該事由が客観的に確認できる書類をご提出いただくこととなります。なお、当該お申し出の期間は下記③の受講期間の最終日から一月前までといたします。
（2）継続的な講座受講が困難もしくは不可能又は講座受講の必要がなくなった場合に該当する事由とは、下記のとおりといたします。
イ 本人の死亡、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、長期にわたる海外転勤・海外留学した場合
ロ 保護者の死亡、重大な心身の疾病及び勤務先の倒産並びにご家族の介護等による著しい生活環境の変化があった場合
ハ 受験資格（注2）がないことが講座開始以後に判明した場合
ニ その他、講座受講を継続することができない合理的な理由が生じた場合
③上記②・①のお申し出により、ご相談した結果、当社が返金する場合の返金額は、受講済み受講料に受講期間（注3）に占める当該受講期間から下記に掲げる経過月数（注4）を控除した月数の割合を乗じて計算した金額を控除した金額（以下、「未受講料相当額」という）から、違約金としての未受講料相当額の20％に相当する金額を控除した残額（10円未満の端数は切捨て）といたします。
〈算式〉受講済み受講料×（受講期間－経過月数）／受講期間－未受講料相当額
未受講料相当額＝未受講料相当額×20％＝返金額
（注1）講座開始日：登録日程の通信学習発送日
（注2）受験資格：受験資格とは、宅地建物取引主任者試験において法令等によりあらかじめ定められている受験のための要件を指します。登録講習の受講要件とは異なりますので、ご注意ください。
（注3）受講期間：登録日程の通信学習発送日の属する月から、登録クラスの修了試験日の属する月までの期間（月数）
（注4）経過月数：登録日程の通信学習発送日の属する月から解約の申立日の属する月までの月数
（注5）金額は全て消費税込みの金額といたします。

【閉講・クラス閉鎖について】

●お申込みいただいた講座、コース、クラスが開講日までに開講に必要な定員に達しなかった場合、やむを得ず閉講またはクラスの閉鎖を行う場合があります。その際は、受講方法や、クラスの変更の相談をお受けいたします。変更により受講ができない場合は、お支払いいただいた入会金、受講料の全額をお返しいたします。ただし、事前にクラスの合流等を告知していた場合はこの限りではありません。また、受講料のお支払いに必要で、お客様がご負担になった手数料等（振込手数料、コンビニ決済手数料、郵送料等）は返金の対象となりません。

【解約について】

●万一、本規約に違反する行為、その他社会通念上のルールを著しく逸脱した行為等があったとTACが判断した場合、TACは何ら通知催告することなしにお客様との受講契約を即時解約し、今後お客様とのお取引一切をお断りする場合があります。
●その他TACのご利用に際して発生した諸問題については、「TAC利用規定」および各講座の「受講ガイド」等TACの定める諸規定に基づいて対処させていただきます。

【講座運営について】

●将来において、現在実施中もしくは実施を予定している講座等の運営をやむを得ず中止することや発送の遅延が生じる場合があります。また、予告なしに内容の追加・修正を行う場合があります。
●やむを得ない事情により、担当講師、発送日程等が変更となる場合があります。
●機器の故障や通信回線の異常等のやむを得ない事情が生じた場合、提供する講座等の運営を一時的に停止する場合があります。

- 騒乱、天変地異・感染症の流行等の不可抗力により、やむを得ず講義を中止したり、TAC教材の発送等が遅れた場合にはTACは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- 雪、台風等の風水害・ストなどによって交通機関が一部マヒした場合でも、当日出席する方のために授業を行う場合があります。

【教材発送について】

- 通信講座における教材等は、TACが定めた発送日程に従い、指定する宅配業者または郵便事業者(以下、運送業者等)がお客様へお届けします。窓口でのお受取やTAC社員等によるお届けはできません。また、教材等はお客様ご指定の発送先ご住所とお客様ご本人のお名前をあて先として発送します。発送等の状況によっては授業料以外に送料や手数料を別途お支払いいただく場合がございます。なお、TACより発送された教材は運送業者等が定めた運送約款等の規約に従って取り扱われます。

【会員証について】

- 会員証は本人のみに有効であり、他人へ譲渡または貸与することはできません。
- 会員証を紛失した場合には、受付にて再発行いたします。なお、再発行には、別途手数料がかかります。
- 会員証を不正に利用させた場合、並びに不正に利用した場合には、当該コース正規受講料の3倍の料金を申し受けます。

【在籍証明書について】

- お申込みいただいた方の中でご希望される方には無料で在籍証明書を発行いたします。ただし、学割等に利用することはできませんので、あらかじめご了承ください。

【修了者証明書の紛失について】

- 修了者証明書を紛失した場合は、再発行が可能です(1枚につき500円の手数料をいただきます)。受講された校舎の受付にて再発行手続を行ってください。修了者証明書は約1週間程度で出来上がりますので、改めて校舎へお越しください。郵送による修了者証明書の発送は行っておりませんので予めご了承ください。

【著作権について】

- TACがお客様に提供する教材(テキスト、コンテンツ、カセットテープ、データの集合体等以下TAC教材という)に関する財産権はTACに帰属しております。また、お客様に提供されているTAC教材は、著作権法、商標法等により保護されています。
- TAC教材は、著作権法で定める個人の私的目的以外に使用することはできません。
- お客様もしくは第三者の方が、TACの許諾を得ないでTAC教材を複製、頒布、譲渡、貸与、翻訳、再利用することはいかなる方法においてもできません。
- 教室等において受講内容等を収録(録画・録音等)することはできません。
- 上記に違反した場合は、直ちに差し止めを求め、退会処分とさせていただきます。加えて民事上の措置(損害賠償等)・刑事上の措置(著作権法)をとらせていただきます。

【本試験申込みについて】

- 講座の申込みとは別に本試験申込みが必要です。試験申込み期間等は年度によって異なる場合があります。TACでは責任を負いかねますので、ご自身で必ずご確認ください。
- 本試験等の願書申込段階における受験資格の有無につきましてはTACでは責任を負いかねますので、ご自身で必ずご確認ください。

【自習室】

- スクーリングの2日間については空き教室を原則「自習室」として利用できますが、場合によっては利用できないことがあります。

【免責】

- TACの講座等をご利用になり、その結果としてお客様の知識・技能等の向上、就職・転職等の目的が達成できなかったとしても、TACは一切責任を負いかねます。

【合意管轄】

- お客様とTACとの間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■個人情報のお取扱いについて

1.事業者の名称

TAC株式会社

2.個人情報保護管理者

個人情報保護管理室長 連絡先 cpo@tac-school.co.jp

3.利用目的

お預かりした個人情報は、TACが提供する受講サービス(成績管理、成績発表、会員管理等)に利用します。ただし、受講期間終了後も、会員向けの受講案内や就職・転職に関する情報提供に利用する場合があります。

4.第三者提供について

お預かりした個人情報は、お客様の同意なしに第三者に開示、提供することはありません(ただし、法令等により開示を求められた場合を除く)。

5.共同利用について

TACは、資格取得から就職・転職に関する情報提供などTACグループにおける総合的なサービスを提供するため、TACプロフェッションバンク・早稲田経営出版・TAC提携校と個人情報を共同利用させていただきます。詳細はTACホームページをご参照ください(<http://www.tac-school.co.jp>)。

6.個人情報の取扱いの委託について

お預かりした個人情報を業務委託する場合があります。

7.情報の開示等について

個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、削除、利用または提供の停止を請求できます。下記の窓口までご相談ください。 個人情報に関する問合せ窓口 E-mail:privacy@tac-school.co.jp

8.個人情報提供の任意性について

TACへの個人情報の提供は任意です。ただし、サービスに必要な個人情報がご提供いただけない場合等は、円滑なサービスのご提供に支障をきたす可能性があります。あらかじめご了承ください。

■受講資格について

「宅地建物取引業に従事する者」とは、『登録講習の受講申込時より登録講習修了までの間、継続して、宅地建物取引業に従事する者』のことです。したがって、次のような場合にはその要件に適合せず、登録講習を修了することができませんのでご注意ください。

【登録講習を修了することができない場合の例】

- ①登録講習の受講申込時において宅地建物取引業に従事していたが、その後、登録講習修了までの間に、勤務していた宅地建物取引業者を退職して宅地建物取引業に従事しなくなった場合 **例2**
- ②登録講習の受講申込時において宅地建物取引業の従業者であることを証明できない場合 **例3**

